



オランダ東インド会社と企業統治 : 最初期の株式会社にみる会社機関の態様と機能

中野, 常男

(Citation)

国民経済雑誌, 183(2):13-32

(Issue Date)

2001-02

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/00045123>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00045123>



オランダ東インド会社と企業統治

——最初期の株式会社にみる会社機関の態様と機能——

中 野 常 男

本稿では、近年さまざまな形で議論されることの多い「企業統治」（「コーポレート・ガバナンス」）の問題に関連して、株式会社制度の起源とされる「オランダ東インド会社」を取り上げ、そこに設けられた会社機関（会社の経営・管理機構）の態様と機能、および、かかる会社機関と株主（特に一般出資者）との関係について、「取締役会」と「株主総会」（＝「社員総会」ないし「出資者総会」）に焦点をあてながら、「オランダ東インド会社」の設立母胎となった「先駆諸会社」の歴史をふまえて考察している。

I 開 題：企業統治と会社機関

わが国において、特にバブル経済の崩壊以降、続発する企業不祥事とそれに対する経営者の責任が問われる中で、「企業統治（会社統治）」、あるいは、「コーポレート・ガバナンス」（corporate governance）をめぐる論議、具体的には、「会社は誰のものか」、「会社は誰の利益のために運営されるべきか」、「いかにステイクホルダー（利害関係者）の利害調整を効率的に行うか」、「会社の経営・管理機構はどうあるべきか」、「会社は誰によって監視されるのが効率的なのか」といった論議が種々な視角から行われるようになった。

このような企業統治にかかわる議論は、（１）会社（公開株式会社）は、株主のものか、あるいは、株主を含むステイクホルダー全体のものかという議論、つまり、会社の主権者は誰かという「会社主権論」、および、（２）健全かつ効率的な企業経営を確保するために、経営者の行動をどのような会社機関を通じてどのようにコントロールするかという議論、つまり、「経営者モニタリング・システム論」とに、大きく分けることができるであろう¹。

では、「会社」とは、どのように定義されるのであろうか。法的な観点から、それは、「営利を目的とする社団法人」とされる。特に「株式会社」の場合、伝統的な会社法理論（＝「株式社員権論」）に立てば、私有財産制を前提として、①株主はその社団法人の構成員（つまり、「社員」）であり、それに基づき出資を行っていること、②株主は株主総会を構成し、株主総会は、経営者である取締役を選任し解任するなど、会社の基本的事項を決定する権限を有し、会社の最高機関であること、③株主は利益配当請求権を有するが、これは債権者と異なり、

利益が生じたときにのみ具体化するものであること、④株主が有する残余財産分配請求権も債権者に支払いをした後の残余の財産についてのみ生じるものであるという意味で、株主は最終的なリスクテイクであることなどに鑑みて、少なくともわが国における現行の会社法システムを前提とする限りは、株主が株式会社の実質的所有者であり、したがって、主権者であることは否定できないように思われる。²

上記のように、株主が会社の主権者、つまり、実質的所有者であるという観点に立てば、経営者の経営権能は株主の実質的所有権から派生するものと考えられる。すなわち、経営者の地位は株主の信任を基礎として、経営者は株主のために利益の極大化を目指して経営を遂行し、株主は、株主総会においてその資本拠出に基づき会社の業務に対する意思表示を議決権の行使を通じて行うことにより、自己のために経営を適切にコントロールすることが期待されている（所有と経営の分離、および、所有による経営の支配³）。

わが国でも、既に1890（明治23）年の旧商法において、株主総会、取締役、監査役からなる会社機関が構成されていた。そこでは、会社の意思決定を株主総会が行い、それに基づく業務執行は取締役が行うこととし、業務執行の監査を監査役が担当するという、会社の経営・管理機構における三つの機関の鼎立と牽制のシステムが確立されていたのであり、このような経営・管理機構は1899（明治32）年の新商法においても維持されている。敗戦後の1950（昭和25）年に行われた商法の改正では、会社機関の権限の再分配が行われ、取締役会を中心とする経営者を重視し、これに大幅な権限を与えることによって、株主総会中心主義が放棄されたといわれる。しかしながら、会社の組織・構造の変更に関する重要な意思決定については株主総会の同意が必要とされ、さらに、直接に経営を担当する取締役の選任・解任の権限も株主総会に留保されるなど、株主総会が形式的には依然として会社に対する最高機関（支配機関）である点では変わらないとされる。⁴

では、このような株主総会を会社の最高機関とみる考え方、あるいは、そもそも株主総会という会社機関が、果たして株式会社誕生の当初から自生的に存在していたといえるのだろうか。以下においては、かかる問題を中心に史的考察を進めることにしたい。

II 株式会社の誕生とその識別指標

「株式会社」の発生史を跡づけると、そこには、＜個人企業→合名会社→合資会社→株式会社＞というシェーマを描くことができるとされる。⁵

すなわち、①能動的な企業職能を保持する機能資本家ただ一人から成る個人企業から、②複数の機能資本家（企業職能保持者）相互による無限責任的共同企業である合名会社、さらに、③無限責任的機能資本家の共同企業的結合関係に有限責任的無機能資本家（持分資本家）の出資が付加された合資会社、そして、④有限責任的無機能資本家の出資の相対的増加に伴

う機能資本家団の人的支配形態の揚棄と無限責任制の消失（換言すれば、公的な組織上の規制が加えられた会社機関の形成による物的支配形態への移行と「全社員の有限責任制」の確立）を契機とする株式会社の誕生というシェーマが描かれる⁶。

では、歴史的にみて、「株式会社」の誕生を識別すべき指標としてどのようなものが挙げられるのであろうか。換言すれば、どのような形態的特質が出揃えば「株式会社」が誕生したといえるのであろうか。この点に関して、上記の①「全社員の有限責任制」の確立がその決定的指標と考えられるが、これ以外にも、②会社機関の存在、さらに、③譲渡自由な等額株式制、④確定資本金制と永続性（継続性）もその指標として挙げることができる⁷。そして、これら四つの指標が示す形態的特質をとにかく具備するに至ったという点で、「オランダ東インド会社」が株式会社制度の起源とされる⁸。

すなわち、「オランダ東インド会社」（正確には「連合ネーデルラント東インド会社」（Verenigde Nederlandse Oost-Indische Compagnie: VOC (1602~1798)）は、1602年3月20日に「連邦議会」（Staten-Generaal）から21年を期限として賦与された「特許状」（Octrooi）に基づき設立されたのであるが、①当該特許状において機能資本家である取締役の有限責任が規定されており、既に事実上は有限責任であった無機能資本家と併せて、「全社員の有限責任制」が確立されたこと、②機能資本家の結合である取締役団の会社機関への転化（具体的には、「取締役会」と、取締役中の代表者から構成される「十七人重役会」（Commissie van Heren Zeventien）の設置）が完成され、会社機関としての体裁が整備されるに至ったこと、また、1622年12月22日の特許状の更新にあたり「監査役（会）」の萌芽とみられる二つの監査機関が設置されていること、③出資者の「持分」が、後の完成した形での株式制にみられる等額への分割と「株券」による表彰（＝株式の証券化）までには至っていないが、会社の「社員名簿」においてその譲渡の自由が明白に許され、かつ、その手続きが示されており、実際にも、「持分」の賃借や貸付、さらには、空取引に伴う偽株と呼ばれるものさえ現れていたこと、④「オランダ東インド会社」の設立母胎になった「先駆諸会社」（voorcompagnieën）にみられる当座性が完全に揚棄され、株式会社企業に特有の永続性を備えるに至ったことなどから、そこに「株式会社」としての形態的特質の具備が認識されるのである⁹。

しかしながら、「オランダ東インド会社」は、「株式会社」としていくつかの未完成な点をもっていた。たとえば、本稿で検討課題とする「企業統治」、特に会社機関の態様と機能、そして、かかる会社機関と一般出資者との関係という視角からみれば、そこに「取締役会」（や「監査役（会）」）の設置を見出す一方で、一般出資者を含めたすべての出資者によって構成され、取締役の選任・解任等の基本的事項を決議するための会社機関、つまり、「社員総会」（algemeene vergadering）（＝「出資者総会」）が欠けていることに気づくであろう。このように、「社員総会」が欠如し、機能資本家的支配者集団の企業職能が「取締役会」に独占的に

固定され、それによる専制的支配が行われたがゆえに、「オランダ東インド会社」は、株式会社制度の起源とされる一方で、「ピューリタン革命」期の共和政下における Oliver Cromwell の改組（1657）等を経て「社員総会」を備えた「民主型」株式会社として登場する「イギリス東インド会社」との対比において、「専制型」株式会社として特徴づけられるのである。¹⁰

では、株式会社制度の起源とされる「オランダ東インド会社」は、会社機関として「取締役会」（や「監査役（会）」）を設けながら、なぜ「社員総会」を欠いたまま1798年の解散の時を迎えることになったのであろうか。かかる問題を考察する前の予備的考察として、まず次節では、「オランダ東インド会社」設立前夜におけるネーデルラントの経済情勢と、同社の設立母胎となった「先駆諸会社」の会社形態上の特質について検討しておこう。

III 「オランダ東インド会社」設立前夜の経済情勢と「先駆諸会社」の特質

III-1 「オランダ東インド会社」設立前夜のネーデルラントの経済情勢

カスティーリア（スペイン）の女王 Isabel I の支援を受けてインドへの西回り航路の探検を企図した Cristoforo Colombo (Christopher Columbus) が1492年10月12日にバハマ諸島に到達したことを起点に、スペインは新大陸へ征服の経済的触手を伸ばし始め、その結果、16世紀後半には、「価格革命」の要因とされる程の莫大な量の銀がスペイン（そして、ヨーロッパ）に流入することになった。このことは、当然にスペイン領アメリカに対する本国の生産物、とりわけ毛織物にとって広大な販路を現出させることになったが、スペイン本国の毛織物工業は幼弱な状態にあり、新大陸からの膨大な需要をとうていスペイン産のそれによってのみでは満たすことができず、そのため、スペイン毛織物工業の最盛期とされる16世紀半ば頃にあっても、当時スペインの支配下にありその経済的中枢部でもあった南ネーデルラント（とイギリス）で生産された毛織物がスペインを経由して新大陸に輸出されていた。¹¹

南ネーデルラント、特にフランドル（ヘント、ブルッヘ）とブラバント（アントウェルペン）は、中世以来ヨーロッパ最大の毛織物生産地として知られており、14世紀半頃以降羊毛の生産国であったイギリスが毛織物の生産に転じて競争者として立ち現れてくる中で、15世紀末には一時衰退の危機に瀕したこともあったが、原料の羊毛をスペインから購入し、これによって薄手の新毛織物（パイやサーイ）を主として生産するなどして、16世紀に入ると農村工業の形で以前より増して目覚ましい繁栄を開始するに至り、1570年頃を境としてスペインの経済的基盤である毛織物工業を圧倒し始めていた。¹²

そして、ネーデルラント諸州と同地を支配していたスペインとの経済的・政治的・宗教的・社会的対立関係が厳しさを増す中で、1579年のユトレヒト同盟の結成と、1581年の国王廃位宣言（独立宣言）を契機に、いわゆる「八十年戦争」（ネーデルラントのスペインに対する独立戦争）が始まる。その過程で、1585年に南ネーデルラントの中核都市であり当時のヨーロッ

バ世界＝経済の中心でもあったアントウェルペンがスペイン軍により蹂躪され、また、1598年には北ネーデルラント七州が事実上独立しその連合体として「ネーデルラント連邦共和国」(Republiek der Verenigde Nederlanden) (=「オランダ共和国」) が形作られる中で、南ネーデルラントの農村地域に根をはっていた毛織物生産者群とそれに緊密に結びついていたアントウェルペンの商人層は、北ネーデルラント、特にホラントとゼーラントの二州に移住し、ライデンをはじめ、ミッデルブルフ、デルフト、ハーレム、さらに、アムステルダムやロッテルダムなどの諸都市では毛織物工業が都市工業の形で広く展開されて、17世紀における「オランダ共和国」の生産的基盤が確立されることになった。¹³

毛織物は、繰り返すまでもなく、新大陸貿易に不可欠の輸出品であり、1570年頃以降スペインの毛織物工業が衰退に向かうとともに、その結果としてスペイン領アメリカ産の大量の銀がスペインを素通りする形でオランダに流入してくることになった。同時に、銀は、かつてはヴェネツィアやジェノヴァが担っていた東方貿易、また、1598年の Vasco da Gama による東インド航路の開拓後はスペインとポルトガルの武力的独占下にあった東インド貿易における主要輸出品でもあり、かかる銀を蓄積したオランダ商業資本は、東インド貿易に直接的に進出する経済的実力を備えるに至った。特に1588年にイギリス艦隊がオランダの支援を受けつつスペインの「無敵艦隊」を壊滅させた後の1590年代には、オランダのホラント州とゼーラント州、特にアムステルダム、ミッデルブルフ、ロッテルダム、デルフトなどの諸都市において、海外に勇躍しようとする気運が醸成されていたのである。¹⁴

III—2 「先駆諸会社」の設立と統合

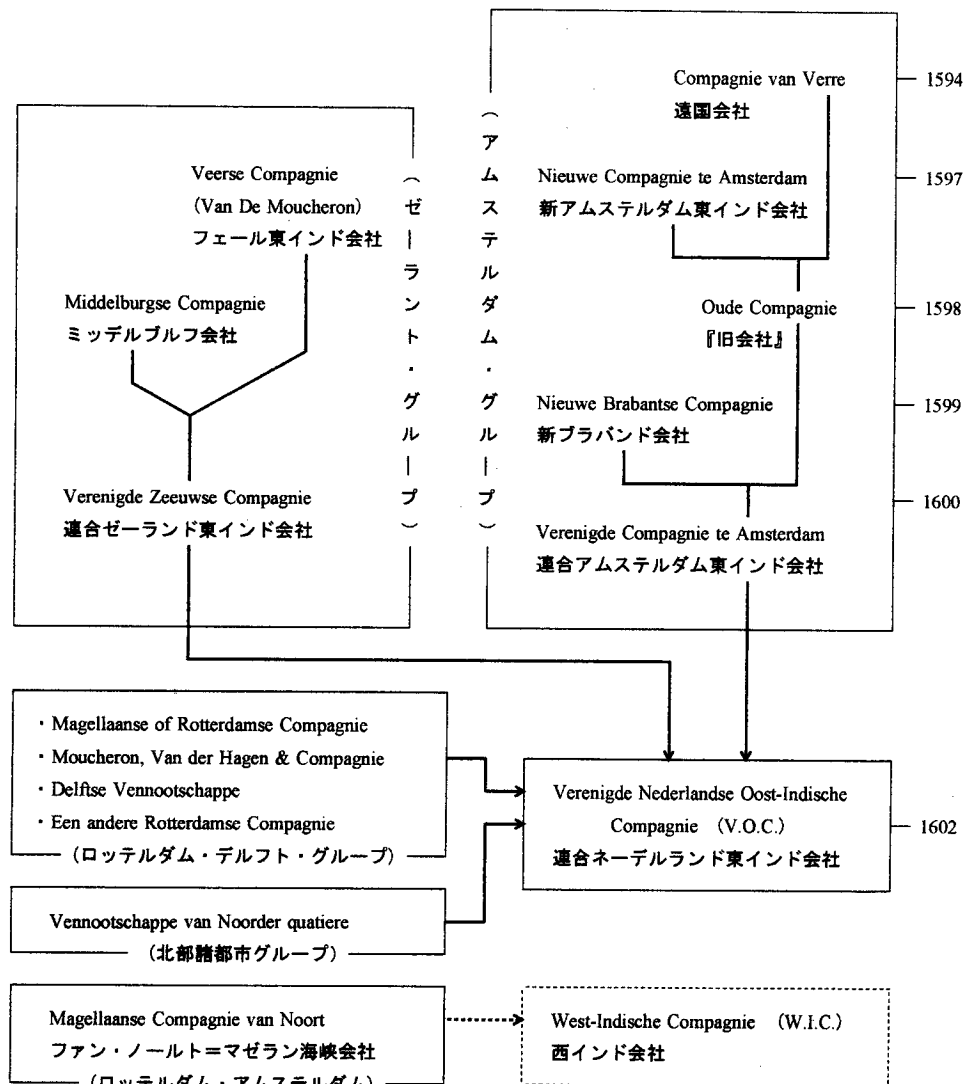
上記のように、新大陸貿易によってスペイン領アメリカから大量の銀が流入したがゆえに、東インド貿易への直接的参画の気運を醸成していたオランダ商業資本ではあったが、スペイン支配下の南方航路を侵して東インド貿易に現実に進出するためには、なお克服すべき二つの重要課題が残されていた。すなわち、①南方の遠洋航海に必要な造船・航海技術の獲得と、②商船隊の艦装と積荷のために必要な大資本の調達であった。しかしながら、オランダ商業資本は急速にこれらの課題を克服し、1594年にはアムステルダムで「遠国会社」(Compagnie van Verre) と称する会社企業が設立された。同社は、九人の主要な社員(半数はアムステルダム生え抜きの商人、他の半数はアントウェルペン出身の商人)から構成されており、「総督」(Stadhouder) と連邦議会からさまざまな商業上の特権を与えられて商船隊を組織し、翌1595年の夏に東インドに向けて出航して、1597年の夏に帰航している。¹⁵

この「遠国会社」の航海の成果は最初の試みということもあって芳しくなく、利益分配も行われなかったといわれるが、帰航後、同じ「遠国会社」によって新たな商船隊が直ちに艦装され東インドに向けて出航している。他方、これと並行して、1597年末にアムステルダム

で「新アムステルダム東インド会社」(Nieuwe Compagnie te Amsterdam)が設立され、連邦議会とホラント州会から種々の特権が与えられたが、商船隊の機装が完了するに先立って、先の「遠国会社」と合併され、「旧会社」(Oude Compagnie)が成立する。この「旧会社」は、¹⁶1598年初頭に商船隊を派遣した他に、1600年に至るまでに四度の航海を試みている。

他方、1599年8月にはアントウェルペン出身のアムステルダム商人によって、中国との貿易特権を与えられた「新ブラバント会社」(Nieuwe Brabantse Compagnie)が設立され、同年末に商船隊を送り出している。そして、1600年に至り、「旧会社」と「新ブラバント会社」

「先駆諸会社」の設立・統合・系統関連図



が合併し、ここにアムステルダム市の当局からアムステルダム商人間における「東インド貿易独占権」を賦与された「連合アムステルダム東インド会社」(Verenigde Oost-Indische Compagnie te Amsterdam) が成立し、翌年に商船隊を派遣している¹⁷。

このようなアムステルダムを中心としたホランド州のそれと同様な動きは、他の州でも見出される。たとえば、ゼーラント州では、東インド貿易のための会社企業として、まず1597年に「フェール東インド会社」(Veerse Compagnie)、次いで1598年に「ミッデルブルフ会社」(Middelburgse Compagnie) で設立され、前者に生じた内紛の結果、1600年に前者の社員の大部分が後者に合流する形で「連合ゼーラント会社」(Verenigde Zeeuwse Compagnie) が設立されている¹⁸。

上記のもの以外にも、重要性において劣るが、ロッテルダムやデルフト、あるいは、ホラント州の北部諸都市において、東インド貿易を企図した会社企業が相次いで設立され、それらが相互に競争し覇を競うことになった。具体的には、1595年から1601年の間に、65隻が15の商船隊に分かれて東インドに向けて出航している。もっともその経済的帰結は明らかであり、東インドにおける胡椒・香料等の買付価格の騰貴と、アムステルダム市場におけるこれら輸入商品の販売価格の下落がもたらされ、オランダ商業資本をして、東インド貿易に従事する諸会社企業の包括的な合併とそれによる買占的独占の確立に向かわせることになった。その結果として、「オランダ東インド会社」が1602年3月に設立される運びとなるのである¹⁹。

なお、「オランダ東インド会社」の設立母胎となった「先駆諸会社」の設立・統合・系統の関連については、前頁の図を参照されたい²⁰。

III—3 「先駆諸会社」の形態的特質

では、「遠国会社」を嚆矢とする東インド貿易を企図した企業——なお、これらの会社は、株式会社制度の起源とされる「オランダ東インド会社」の設立母胎になったという意味で「先駆諸会社」と称される——は、どのような形態的特質を備えていたのであろうか。

第一の特質は、「先駆諸会社」には二種類の「社員」が存在していたということである。すなわち、①比較的少数の「取締役」(bewindhebbers) なる一団と、②その周囲に蛸集する多数の「出資者」(participanten) (=一般出資者) の群である。そして、「先駆諸会社」は、表面上は数人ないし十数人の取締役の出資のみによって成立し、形式上も第三者に対して取締役のみの結合体・共同企業として立ち現れたのである²¹。

取締役は機能資本家であり、「先駆諸会社」の企業職能を独占し、自己のイニシアティブに従って東インド貿易を意のままに経営した。たとえば、東インド産の胡椒や香料等は取締役中の「販売委員」の専制によって常に取締役のみによって買い占められ、一般出資者は除外されていたこと、また、彼らは、個々の企業の解散(清算)にあたり、自己の出資に対する

配当の他に、帰荷の通常1%以上を自己の分け前として先取するばかりでなく、しばしば不正な取得すら行っていたとされる。もっとも、このような機能資本家たる事実に対応して、取締役の当該会社に対する責任は直接の無限責任であった。²²

他方、かかる取締役の「出資」の背後には、事実上、多数の「出資者」(＝一般出資者)の群が存在していた。ただし、彼らの出資は当該会社に対する直接的関係でなく、あくまでも取締役への出資であり、取締役がこれを自己の名義において会社に出資するという間接的關係にとどまっていた。すなわち、一般出資者群の出資は「匿名」であり、会社の表面に現れることがなかったのである。したがって、一般出資者は、経営に能動的に参加することを拒否され、それぞれの取締役に対する出資に応じた利益分配を受動的に受け取るという、無機能な匿名の「持分資本家」に過ぎなかった。そして、「持分資本家」であるという事実に対応して、一般出資者は出資を限度とする有限責任であった。²³

第二の特質として、会社機関の端緒的形成が挙げられる。すなわち、取締役団(ないしその一部)が当該会社の経営を専ら遂行するためのグループを形成し、かかるグループが「取締役会」として会社機関の性質を帯びるに至り、しかも、それが大規模である場合には、彼らの間に職能分担が行われたということである。たとえば、18人に余る取締役を擁した「旧会社」では、「社長」(president)なる地位が設けられるとともに、その指揮の下で、取締役会中に、人事課、艀装課、糧食課、商品課という四つの課が組織され、それぞれの課が自己の職能の範囲で方針を決定し業務を遂行するという構成をとるに至ったのである。²⁴

なお、「取締役会」の形成に関連して、いま一つの重要な会社機関である「社員総会」についてみれば、大多数の会社においてその萌芽すら見出されないといわれる。ただし、「ミッドルブルフ会社」では、他の会社にみられない特殊な制度が存在した。すなわち、一定額以上の出資者が「主要出資者」(hoofdparticipanten)とよばれ、彼らは経営に対して一定の監督権をもち、「取締役会」は彼らに対して業務および資金運用の内容について説明の要求に応じるべき義務を負っていた。このような「主要出資者制」は「社員総会」の萌芽ともいえるが、長く存続することなく消失してしまった。²⁵

「先駆諸会社」が有する第三の特質として、株式制の萌芽を挙げることができる。たとえば、「遠国会社」では、出資者群の持分に対して一種の「持分証券」が交付され、その譲渡が認められていた。ただし、それは後の完成した形の株式制におけるような等額分割制でなく、譲渡も公には取締役と従来の出資者間のみに許されるというものであった。もっとも、事実上は取締役の同意も必要とせずかなり自由な売買が行われていたといわれる。²⁶

さらに、第四の形態的特質として、当座性とその棄揚の傾向を挙げることができる。「先駆諸会社」では、同一の名称をもつ会社企業であっても、商船隊の編成の都度、各取締役は自己が当該航海に参加するか否か、参加する場合にはいくらの出資額をもってそれを行うかを

明示し、その後一般出資者群からの出資を受け入れた。したがって、企業は、外面上は航海ごとに一応別々に設立され、取締役団の構成やその出資額はもとより、一般出資者群の構成や出資額も変更されえた。それゆえに、会計も個々の商船隊の航海についてそれぞれ別々のものとして取り扱われ、商船隊が帰航するや、個々の企業は解散（清算）され、積荷である胡椒・香料等の販売が行われて、いわゆる「分割」(divisie) と呼ばれる方式により、「利益」の分配のみならず「出資」もまた一応すべて払い戻されたのである。²⁷

ただし、「先駆諸会社」には、上記のような当座企業的色彩が残されているとはいえ、同時に一種の永続性（継続性）ないしその萌芽が見出されることもまた事実である。たとえば、「旧会社」では、数度の別々の航海が一括されて「旧会社」と称されており、連邦議会も州議会も一括してこれに種々な特権を賦与していたことなど、そこに一種の永続性が認められる。また、事実上、同一会社の航海は多分の連続性を有し、取締役もその背後にある一般出資者も大体において同一人であった。さらに、解散（清算）にあたって払い戻された資本は多くの場合に直ちに次の航海に投資され、船舶も常に次の航海に使用されたのであり、東インド貿易が間歇的な海上商業の域を脱却して支店を設置するなど恒常的なものへと漸次変化するにつれて、当座企業的色彩も次第に揚棄される傾向が見出される。²⁸

なお、「先駆諸会社」は、これまで述べてきた特質を勘案すれば、会社形態上は「合資会社」、ただし、当座性を残しているがゆえに、「完成の途上にある」合資会社として分類することができるであろう。²⁹

IV 「オランダ東インド会社」の会社形態上の特質

IV—1 「オランダ東インド会社」：株式会社制度の起源

「オランダ東インド会社」（「連合ネーデルラント東インド会社」）は、1602年3月20日に、北ネーデルラント各地に割拠した商業資本による「先駆諸会社」の包括的合併により設立されている。同社の目的はいうまでもなく東インド貿易の独占にあり、同社はその独占的性格のゆえに著しい公的性質を与えられ、いわば「国家内の国家」(staat-builde-staat) とでもいふべき様相を呈するものであった。すなわち、同社は、連邦議会から21年を期限として賦与された「特許状」に基づく「特許会社」として、喜望峯からマゼラン海峡に至る地域との貿易独占権と、当該地域における国家主権（同盟や条約を締結する権利や、軍事・警察・司法上の権限）の代行を容認された会社企業であり、それ自体が当時の「オランダ共和国」の政治的・経済的支配者層（特にアムステルダムを中心とした都市の少数の大商業資本家門閥（＝「都市貴族」(stadtregeren)）と人的に密接に絡み合った、きわめて政治的な特権会社であった。³⁰

では、「先駆諸会社」の包括的合併により誕生した「オランダ東インド会社」は、合資会社

たる「先駆諸会社」から株式会社へと転化されるにあたり、どのような形態的特質を備えた会社企業として立ち現れたのであろうか。

この点については、既に第II節でその大要を述べている。すなわち、「オランダ東インド会社」には、①特許状において機能資本家である取締役の有限責任が規定され、既に事実上は有限責任であった無機能資本家（持分資本家）たる一般出資者と併せて、「全社員の有限責任制」が確立されたこと、②取締役団の会社機関への転化の完成、具体的には、「取締役会」と、取締役中の代表者からなる「十七人重役会」が会社機関として設けられたこと、また、後年には監査機関の設置が認められること、③出資者の「持分」について、等額分割による証券化（＝株券制）への傾向は未成熟であったが、譲渡の自由が明白に許されたこと、④「先駆諸会社」にみられた当座性が完全に揚棄され、株式会社に特有の永続性（継続性）を備えるに至ったことなどの特質が見出され、それゆえに、株式会社制度の起源とされるのである。

したがって、以下においては、本稿の検討課題である「企業統治」の問題に関連して、「オランダ東インド会社」の会社機関（経営・管理機構）の態様と機能、そして、かかる会社機関と一般出資者との関係について、「取締役会」と「社員総会」（＝「出資者総会」）に焦点をあてながら考察を進めることにしよう。

IV-2 「取締役会」と「十七人重役会」

既述のように、「先駆諸会社」でも会社機関の端緒的形成が見出された。しかし、「オランダ東インド会社」においては、取締役団は種々公的な組織上の規制を加えられて、「取締役会」として明瞭に会社機関たる性質を帯びるに至った。すなわち、特許状において、定員やその欠員補充の選任方法、報酬の形態、10年目ごとの「一般的清算」（*generale afrekening*）（＝決算）とその公開の義務、さらに、取締役中の代表者から構成される最高機関としての「十七人重役会」の設置等が規定されたのであり、「取締役会」は会社機関としての体裁が整備された。そして、機能資本家といえども、従来彼らが保持していた企業職能が人的な無限責任に基づく個人性を離れて会社機関の中に客観化されたがゆえに、会社支配のためには、何らかの方法により「取締役会」にその地位を獲得することが必要とされるようになった。³¹

では、会社機関として整備されるに至った「取締役会」に加えて、なぜ取締役中の代表者から構成される「十七人重役会」が会社の最高機関として設置されたのであろうか。

これは、「オランダ東インド会社」の大きな特徴の一つとされる「カーメル制」の採用と大きな関わりを有している。既述のように、「オランダ東インド会社」はこれに先行する「先駆諸会社」の合併の結果として成立するが、「先駆諸会社」そのものは北ネーデルラント各地に割拠した商業資本がそれぞれ東インド貿易を企図して設立した会社企業であり、その合併にあたっては、各地の商業資本間の利害対立のゆえに、一つの会社に完全な形で融合されるこ

となく、妥協的な形態として、独立性の強い部分企業である「カーメル」(kamers)に分裂されるという特徴を備えていた。すなわち、「オランダ共和国」それ自体が強力な中央政府をもたない連邦国家(つまり、極端な分権主義的原理に基づく七つの独立的な州の連合体)であったことの相似形として、「国家内の国家」とでもいうべき「オランダ東インド会社」も、その縮図のように、設立母胎となった「先駆諸会社」を単位として、アムステルダム、ゼーラント(ミッデルブルフ)、ロッテルダム、デルフト、ホールン、エンクハイゼン³²をその所在地とする六つの「カーメル」に分裂されその連合体として成立したのである。

「オランダ東インド会社」の設立当初の取締役は、その母胎となった「先駆諸会社」の取締役が天降りのように指名されたために73人を数え、しかも、原則として終身であった。しかし、いかにも取締役の数が多く、同時に、各地の商業資本間の勢力を均衡とするため、その後しばらく取締役の死亡や退社(持株の売却)があってもこれを補充せずに、各「カーメル」に割り当てる形で、定員が総計60人と定められた(アムステルダム20人、ゼーラント12人、ロッテルダム7人、デルフト7人、ホールン7人、エンクハイゼン7人)。そして、欠員が生じた場合には、取締役団が3人の候補者を選出し、その中から1人を当該「カーメル」所在地の州会(後に「カーメル」所在地の市長)が指名するという方式により補充された。³³

取締役はそれぞれの「カーメル」に分属し、各「カーメル」の取締役団は半ば独立的な経営を行い、当該「カーメル」直属の資本をもって自ら商船隊を艦装し、従業員と船員を雇用し、東インドからの帰荷を独立に販売した。このように、「オランダ東インド会社」は六つの「カーメル」が半独立的に経営を行っていたのであるが、ただ同社が設立された目的、つまり、東インド貿易の「独占の確保」という点では一致しており、そのために、全「カーメル」を総括する一般的ではあるが強固な義務的規制により制約された。すなわち、艦装にあたっての相互的援助、積荷の販売における競争防止、利益分配と損失の責任における利害の共同の規制であった。そして、かかる規制を具体化すべき会社の最高機関として、「十七人重役会」³⁴が設置されたのである。

「十七人重役会」は、各「カーメル」の取締役中から選出された代表者から構成され、その割合は各「カーメル」の資本金額に比例する形で決定された(アムステルダム8人、ゼーラント4人、その他のカーメル各1人、そして、残りの1人はゼーラント、マース(ロッテルダムとデルフト)、北部(ホールンとエンクハイゼン)のうちから交互に選出)。当該機関の機能は、①艦装の時期と目的地、および、各「カーメル」に割り当てられるべき船舶権の決定、②帰荷の分配、③配当額の決定などの一般的規制であるが、また、「十七人重役会」には、会計帳簿を管理するもの、毎年の貸借対照表を作成するもの、入札競売の監視と取締役を担当するもの、東インドからの通信を取り扱うものなど、各種の委員会が設けられており、「オランダ東インド会社」の本国における経営・管理機構³⁵の中心であった。

IV—3 取締役団の専制的支配と「社員総会」の欠如

「オランダ東インド会社」の根本的特質の一つは、既述のように、すべての出資者から構成される「社員総会」(＝「出資者総会」)という会社機関を欠き、取締役団が一般出資者に何ら掣肘されることなく、会社企業を専制的に支配したということである。

取締役が設立当初は天降りの指名され、その後の欠員補充は各「カーメル」の均衡を維持する形で行われたということは先に述べたとおりであるが、その際に「取締役」になりうる資格は6,000フルデン(ただし、ホールンとエンクハイゼンでは3,000フルデン)以上の「株主」ということだけであり、決して圧倒的な「大株主」ということではなかった。むしろ出資額からみれば、10人の「大株主」の方が60人の「取締役」よりも多額の出資者であるという関係にあったといわれる。すなわち、「取締役」の地位は、機関というよりは身分的な色彩をもっており、既述の欠員補充の選任方法からも明らかなように、取締役団は「オランダ共和国」の政治的・経済的実権を保持していた都市貴族的大商業資本家門閥とその社会的基盤を同じくし、共和国の公職と「オランダ東インド会社」の取締役の地位は人的に密接に絡み合っていた。³⁶

そして、このような取締役団が、「十七人重役会」で決定された一般的方針に従って各「カーメル」の経営にあたったのである。その際に、取締役団による経営に関しては、設立当初の特許状では、「私取引」その他不正行為の禁止以外に何らの監督規定も定められておらず、それゆえに、彼らは恣意的・専制的にこれを行ったのである。たとえば、商船隊の艀装に際してその必需品を自らの手で高値で供給し、帰荷の販売に際しても優先的に買い入れて高値で売りさばき、はなはだしい場合には自己の手持ち商品売り尽くすまで会社の帰荷の販売を延期すらさせたのである。また、彼らに対する報酬は、航海の業績のいかんにかかわらず、「艀装・積荷費用」と「帰荷」のそれぞれ1%が取締役団の手に帰し、それが各「カーメル」の資本金額に比例して各「カーメル」の取締役団に分配されるという方式(「プロフィーシー(provisie)制」)³⁷によっていた。

他方、一般出資者はどのような地位に置かれていたのであろうか。彼らの会社に対する出資は、「先駆諸会社」にみられた取締役を通じての間接的な関係でなく、彼らの名義による直接的な関係のものになった。そして、特許状において、①配当請求権、②「一般的清算」(＝決算)に際して一定の持分を請求できること、③「一般的清算」に際して会計の公開を要求できること、³⁸以上が彼らの権利(＝株主権)として認められていた。

既述のように、「オランダ東インド会社」は、先駆会社形態から株式会社形態に転化されるにあたり、永続的な海商企業となり、特許状において、出資は10年を期限として固定され、その間は入退社を許さず、そして、この10年の経過の後に「一般的清算」が実施され、その

際にのみ有志者の入退社が許容されるものと規定された。かかる「一般的清算」は、当座の企業における解散を意味するものでなく、むしろそれは今日的な「決算」(rekening)を意味するものであり、利益の分配もまた、かつての出資の払戻しを含めた「分割」の方式が廃止され、利益のみを分配する「配当」(dividend)の方式へと移行した。³⁹

配当それ自体は「十七人重役会」の決議に従って1609年から開始されているが、配当率は、利益の多寡とは無関係に、取締役団により恣意的に決定されたといわれる。したがって、かかる事実を隠蔽するために、一般出資者に対する会計の公開に関する唯一に機会であった10年ごとの「一般的清算」は、最初の10年が経過した1612年にその延期が取締役会により決議されたまま、それ以後「一般的清算」は事実上一度も実行されなかった。⁴⁰

すなわち、一般出資者は、「先駆者会社」にみられたような取締役を通じての間接的な出資関係でなく、自己の名義で出資を行うという直接的関係に置かれた。しかし、彼らは、自らの「株主権」を擁護すべき会社機関である「社員総会」を欠き、取締役団の専制的支配に抗議する手段をもたず、したがって、一般出資者が会社経営に能動的な影響力をもたなかったという点では、「先駆諸会社」の場合と何ら異なるところがなかったのである。⁴¹

IV—4 監査機関の設置と「主要出資者制」の導入

「オランダ共和国」では、既述のように、「都市貴族」(少数の大商業資本家門閥)による専制的支配が顕著であり、彼らは、市長・市参事会員として都市を支配し、州政を掌握し、さらに連邦議会に拠って全共和国に君臨した。他方、彼らの政治的・経済的支配に対する産業資本家(特に毛織物工業資本家)の反抗は、国内における毛織物工業がますます隆盛に赴くにつれて次第に激烈となり、「総督」の地位にあった Maurits van Oranje による1618年のクーデタでピークに達した。このような政治的・社会的激動の中で、「オランダ東インド会社」においても、取締役団による専制的支配の下に置かれていた一般出資者の間に反抗の気運が高まり、1622-23年の特許状の更新にあたってはそこに重要な規定変更が加えられた。⁴²

すなわち、1622年12月22日に連邦議会によって特許状が20年を期限として更新された際に、①設立時の第一次特許状の期限経過後6か月に「一般的清算」(＝決算)を行い、これを、連邦議会と、「主要出資者」(hoofdparticipanten) (具体的には、取締役になりうべき資格、つまり、大カーメルでは6,000フルデン以上、小カーメルでは3,000フルデン以上の株式を所有する大出資者)の代表者からなる「九人委員会」(Commissie van Negen)に公開すること、②一般出資者のいうべきことは主要出資者の代表を通じて申し出ることという、新しい二つの規定が設けられたのであり、「主要出資者制」の導入を機軸とした、会社経営におけるある程度の「民主化」が図られたのである。⁴³

では、具体的に、どのような改革がこの時期に行われたのであろうか。

第一に、取締役の選任に関して、①任期の終身制が廃止され、取締役は満3年を期限として辞任し、その再任は満3年経過後でなければならないこと、②欠員の補充については、「選挙委員会」が3人の候補者を選出し、その中から1人を連邦議会が指名するというものであるが、当該「選挙委員会」は残留する取締役とそれと同数の「主要出資者代表」から構成され、しかも、後者の「主要出資者代表」は一般出資者によって選出されるという、「社員総会」の萌芽が認められるものになった。⁴⁴

第二に、会社の経営に関して、取締役団の利己的行為が禁止され、①艀装と積荷にあたり特別な許可がある場合を除き会社に対する取締役の自由な販売が禁止されたこと、②帰荷の購買についても取締役の特権が廃止され、彼らも一般人と同等の資格で競売に参加すべきことが規定されたこと、③取締役が受け取る報酬（「プロフィーシー」）も「帰荷」のみの1%にまで引き下げられたことである。⁴⁵

第三に、利益の分配に関して、①配当と利息の支払いを規則的に行い、剰配当を厳禁すべきこと、および、10年ごとの「一般的清算」を励行すべき旨が新たに規定されたこと、②配当と利息の支払いに関する規定が励行されるように会計の公開が要求され、かつ、そのための「監査機関」（監督機関）が設置されたことである。⁴⁶

この「監査機関」についてももう少し詳細に検討すると、それは二つの機関からなっていた。すなわち、第一の機関は、10年ごとの「一般的清算」を監査する委員会であり、連邦議会の代表者4人と「主要出資者」の代表者から構成され、特に後者については一般出資者群から選ばれた3人の候補者のうちから総督が任命することになっていた。第二の機関は、先に述べた「九人委員会」と呼ばれるものであり、その職務は、毎年各「カーメル」の決算を監査し、随時商船隊の艀装・積荷・倉庫を検査し、また、「十七人重役会」に出席して商品の販売その他の重要事項についてその諮問を受けることにあった。その構成は、各「カーメル」代表の9人の主要出資者（アムステルダム4人、ミッデルブルフ2人、マースと北部は各1人と交互に1人）からなっており、その任期と選任方法は取締役のそれと同一であった。⁴⁷

このような「九人委員会」などの監査機関は近代的な「監査役(会)」に類似し、また、特に一般出資者による「主要出資者代表」の選出制度は「社員総会」への萌芽を示すものと考えられる。ただし、そこに「主要出資者制」の介在をみたことが「オランダ東インド会社」の特質であり限界でもあった。結果からみれば、「社員総会」への萌芽は、「イギリス東インド会社」におけるようには結実しなかった。すなわち、本来的に「取締役」に選出されうる資格を有する主要出資者に取締役団の経営を批判的にチェックすることは期待できず、むしろ彼らは次第にその選出地盤であった一般出資者から離れて取締役団と結びつき、「主要出資者代表」は取締役団と結びついた「主要出資者団」のみの互選により選ばれるようになった。共和国が連邦議会に拠った都市貴族の大商業資本家門閥による専制的支配へと回帰する中で、

「オランダ東インド会社」でも彼らと人的に結びついた取締役団による専制的支配が維持、否むしろ強化されて、1795年の「オランダ共和国」の崩壊と運命を共にする形で、1798年の解散の時を迎えるのである。⁴⁸

V 結 語

本稿の目的は、「企業統治」（「コーポレート・ガバナンス」）の問題に関連して、株式会社制度の起源とされる「オランダ東インド会社」を取り上げ、同社の会社機関（経営・管理機構）の態様と機能、および、かかる会社機関と一般出資者との関係について、特に「取締役会」と「社員総会」（＝「出資者総会」）に焦点をあてながら史的考察を行うことにあった。

叙上のように、「オランダ東インド会社」では、設立当初からその母胎となった「先駆諸会社」から天降りの指名された取締役から構成される「取締役会」が会社機関として設置され、かつ、取締役中の代表者からなる「十七人重役会」が会社の最高機関として設けられていた。すなわち、「オランダ東インド会社」にあっては、「先駆諸会社」に由来する取締役団が特許状等による種々公的な組織上の規制を加えられて、会社機関たる「取締役会」として整備されるに至った。そして、取締役に一定額以上の出資を行った株主という資格が求められていた。しかし、大株主であるがゆえに取締役に選任されるというものでなく、欠員補充の選任方法からみても、その地位は機関ということよりも社会的身分の色彩を有していた。したがって、彼らによる専制的支配の下で、一般出資者の権利（＝株主権）は配当請求権等に限定され、すべての出資者から構成され、取締役の選任・解任等の基本的事項を決議する会社機関としての「社員総会」は同社の解散に至るまで設けられなかった。

1622-23年の特許状の更新にあたって、「監査役(会)」の端緒とも考えられる「九人委員会」等の監査機関が設けられたり、あるいは、「主要出資者制」が導入されて、取締役の選任にあたる「選挙委員会」や、10年ごとの「一般的清算」（＝決算）を監査する委員会、さらに、「九人委員会」に、一般出資者群から選出された「主要出資者代表」がその構成員として加わるものとされた。しかしながら、「主要出資者」も取締役と基本的にその社会的基盤を同じくしており、かかる改革は十分な効果をあげることなく事実上立ち消えになってしまった。

「オランダ東インド会社」は、それが具備する形態的特質のゆえに株式会社制度の起源とされる。しかし、同社はまた、その当時としてきわめて例外的できわめて政治的な特権会社でもあった。そして、「国家内の国家」ともいうべき同社にみられる取締役団による専制的支配と一般出資者の受動的な存在という関係は、少数の都市貴族的大商業資本家門閥が専制的に支配した「オランダ共和国」の社会構造の縮図であった。「イギリス東インド会社」は、「ピューリタン革命」を通じて産業資本家層とこれと不可離に絡み合った自営農民層が従来王権と結んでいた商業資本家層を排除して民主制が実現される中で、「社員総会」を備えた「民主型」

株式会社に転化する。これに対して、大商業資本家門閥による専制的支配体制が共和国成立の当初からその崩壊に至るまではほぼ不変のまま保持された「オランダ共和国」にあっては、都市——州——共和国の政治的・経済的支配者層である彼らと人的に密接に絡んだ「オランダ東インド会社」をして「社員総会」を備えた「民主型」株式会社へと転化させるべき内的要因は乏しく、結局のところ同社は「社員総会」を欠いた「専制型」（ないし「オランダ型」）株式会社としての特質を保持したまま、共和国の崩壊とほぼ時を合わせるかのように解散に至るのである。「オランダ東インド会社」を共和国の政治的・経済的支配者層である大商業資本家門閥と密接に結びついた彼らのための特権的株式会社として、また、「取締役会」をそのための支配機関としてみるならば、そこに一貫して見出される「取締役会」による専制的支配と、「社員総会」の排除や監査機関の有名無実化もまた首肯されるであろう。

注

* 本研究は、2000（平成12）年度文部省科学研究費（基盤研究A：課題番号12303004）の補助を受けて行われた。

1 See 末永 [2000], 第1章。

2 末永 [2000], 5頁。

3 末永 [2000], 5頁。

4 末永 [2000], 98-99頁。

5 大塚 [1969 a], 144頁。

6 大塚 [1969 a], 21-22頁；see also 大塚 [1969 a], 前編第三章第一節。

なお、企業（＝個別資本）の構成要素として、客体的条件である「出資」と、主体的条件である「企業職能」を上げることができる。このうち、「出資」とは、企業の運動の物的基礎をなす一定額の価値をいう（一般には貨幣形態をもって調達されるが、現物出資の場合もありうる）。また、「企業職能」とは、かかる物的素材である「出資」に生命を吹き込み、これを自己増殖の運動に駆り立てる主体的活動力をいう。すなわち、企業の自己増殖運動の物的内容である経営と、これによって生じる利益の処分、特にその一部の蓄積を、自己の利害とイニシアティブに従って遂行する能力と活動力、あるいは、これを直接に遂行しなくてもその遂行を支配する能力と活動力をいう（大塚 [1969 a], 20頁）。

そして、このような「出資」と「企業職能」という二つの概念を手がかりとして、「資本家」はいくつかの形態に分類される。すなわち、「機能資本家」とは、出資を行うとともに、それに対する能動的な企業職能を自ら保持し、これに対応して損失に対して無限責任を負う資本家をいう。他方、「無機能資本家」とは、企業に対して出資を行うが、受動的に利益の一定部分の分け前にあずかるのみで、能動的な企業職能を喪失している資本家をいう。この「無機能資本家」の徹底した形態として、資本を機能資本家に貸付・委託するか、機能資本家の出資と結合するかして、自己の出資に対する何らの企業職能も保持していない「利子付資本家」がある。また、「無機能資本家」の一亜種（または「機能資本家」と「無機能資本家」の中間形態）として、自己の出資持分に対して単なる利子請求権だけでなく利益配当請求権を保持するとともに、損失に対しては通常

出資を限度とする有限責任を負う「持分資本家」がある（大塚 [1969 a], 20-21頁）。

- 7 大塚 [1969 a], 24-25頁。
- 8 大塚 [1969 a], 142頁。
- 9 See 大塚 [1969 a], 後編第三章第二節一A。
- 10 大塚 [1969 a], 406, 497, 505頁。
- 11 See 大塚 [1969 b], 第一編第一章第三節・第四節。
- 12 See 大塚 [1969 b], 第一編第二章第一節一。
- 13 See 大塚 [1969 b], 第一編第二章第一節二。
- 14 大塚 [1969 a], 329-330頁; see also 大塚 [1969 b], 第一編第二章第一節二。
- 15 大塚 [1969 a], 334-335頁; 科野 [1988], 14-19頁。

なお、「総督」は、かつてはスペイン国王が任命する主権代行者であったが、スペインに対する叛乱後は、新国家における陸海軍の最高司令官、國務会議の議長、議会の運営に影響を与える臨席者、諸州間の紛争の調停者等として、特に独立戦争を主導した Willem I とその子 Maurits という現実的存在を通じ、共和的連邦国家を構成する七つの州の臨時的協議体から常設の行政機関（中央政府）へと漸次脱皮した「連邦議会」と並んで主権的地位を占めていた。このような「総督」や「連邦議会」など、当時の「オランダ共和国」に特殊な国家組織については、たとえば、栗原 [1986] (2・一) を参照されたい。

- 16 大塚 [1969 a], 335-336頁。
- 17 大塚 [1969 a], 336頁。
- 18 大塚 [1969 a], 337頁。
- 19 大塚 [1969 a], 337頁; 科野 [1988], 21頁。
- 20 本文18頁に掲げた図は、加藤 [1987] (415頁) に掲載されている [図1] に基づき、これに一部修正を加えて作成したものである。
- 21 大塚 [1969 a], 341頁; Bruijin *et al.* [1987], p. 3; 科野 [1988], 21-22頁。
- 22 大塚 [1969 a], 342-343頁; 科野 [1988], 22-23頁。
- 23 大塚 [1969 a], 134-135, 346-349頁; 科野 [1988], 22-23頁。
- 24 大塚 [1969 a], 351-352頁。
- 25 大塚 [1969 a], 353頁。
- 26 大塚 [1969 a], 353-354頁。
- 27 大塚 [1969 a], 355頁; Bruijin *et al.* [1987], pp. 3-4; 科野 [1988], 22頁。

なお、「利益」のみを分配する方式を「配当」というのに対して、「利益」の分配とともに「出資」もまた同時に払い戻してしまう方式を「分割」という。

- 28 大塚 [1969 a], 355-357頁; Bruijin *et al.* [1987], p. 4.
- 29 大塚 [1969 a], 350頁; see also 大塚 [1969 a], 前編第三章第一節四。
- 30 大塚 [1969 a], 359-360, 389-390頁; Braudel [1979], p. 179 (村上 (訳) [1996], 272頁); Bruijin *et al.* [1987], pp. 6-7; see also 栗原 [1986]。

株式会社を「特許状」に基づく「特許会社」として設立するという「オランダ東インド会社」に見出される方式は、それが必ずしも最初のものとはいえないものの、株式会社設立にあたっての「特許主義」の原型になったものといわれる（大塚 [1969 a], 359-360頁）。

なお、会社設立時に賦与された特許状は21年の期限が付されていたが、その満期の1622年12月22日にやや重要な変更（本稿の「IV—4」を参照）が加えられて20年を期限として更新されている。その後も、1647年に25年を期限に更新、さらに、1665年には期限が未だ到来しない中で期限を28年に延長、そして、1700年以降はきわめて不規則的な形で更新されている。そして、このような特許状の賦与と更新にあたっては、会社は連邦議会に対して相当に高額の貨幣を支払わなければならないとされる（大塚 [1969 a], 360頁）。

31 大塚 [1969 a], 366頁。

32 大塚 [1969 a], 374-375頁；Bruijin *et al.* [1987], p. 7；科野 [1988], 27頁。

「オランダ東インド会社」を構成するアムステルダム、ゼーラント（ミッデルブルフ）、ロッテルダム、デルフト、ホールン、エンクハイゼンという六つの「カーメル」のうち、時として、ロッテルダムとデルフトが「マースのカーメル」、また、ホールンとエンクハイゼンが「北部のカーメル」として一括されることがある。もっとも、これら四つはすべて実際上は完全に独立した「カーメル」であった（Bruijin *et al.* [1987], p. 6）。

なお、「オランダ東インド会社」の設立時の資本金の総額とカーメル別のそれを示しておけば、以下の通りである（単位：フルデン）（Bruijin *et al.* [1987], p. 9）。

アムステルダム	ゼーラント	ロッテルダム	デルフト	ホールン	エンクハイゼン	総 計
3, 674, 915	1, 300, 405	469, 400	173, 000	266, 868	540, 000	6, 424, 588

33 大塚 [1969 a], 380-381頁；Bruijin *et al.* [1987], pp. 11-12；科野 [1988], 28頁。

34 大塚 [1969 a], 375-376頁；Bruijin *et al.* [1987], p. 15；科野 [1988], 30頁。

35 大塚 [1969 a], 376-377頁；Bruijin *et al.* [1987], pp. 16-18；科野 [1988], 30-35, 50頁。

36 大塚 [1969 a], 380-381頁；Bruijin *et al.* [1987], p. 11。

37 大塚 [1969 a], 382-383頁；Bruijin *et al.* [1987], p. 11。

38 大塚 [1969 a], 386頁。

39 大塚 [1969 a], 372頁。

40 大塚 [1969 a], 372, 385頁；Bruijin *et al.* [1987], p. 9；科野 [1988], 44-49頁。

「オランダ東インド会社」にみられる会計の非公開に関連して付言すれば、同社内部の会計組織の展開は不十分であり、会社全体を包括する中心的簿記機構は存在せず、組織的簿記法たる複式簿記も採用されていなかったといわれる。「イギリス東インド会社」が「民主型」株式会社へと転化する中で、複式簿記の導入が図られ、かつ、会社資本の評価と「社員総会」（＝「出資者総会」）における会計の公開が定期的な実施されるようになったことと比較すれば、両社の相違は明らかであろう（Glamann [1981], pp. 244-247；cf. 中野 [1977], IV～VI）。

連合東インド会社の総合状態表（1683年5月15日）（単位：フルデン）

建 物	586, 852	本社の負債	6, 010, 856
売残商品	13, 206, 023	各カーメルの負債	7, 083, 110
備 品	739, 173	前 受 金	1, 022, 333
現金預金	704, 964	借 入 金	115, 325
売上債権	523, 704	未払配当金	86, 328
その他の債権	112, 137	支払手形	33, 754
		差引残高	1, 521, 147
	15, 872, 853		15, 872, 853

なお、参考のために、前頁に「オランダ東インド会社」の本社で1683年5月15日付けで作成された「総合状態表」(Generale staat van de kamers der voc, 15 mei 1683)を掲げておくことにしよう。これからも理解されるように、当該状態表は資産と負債の残高の単なる集計表といったものにすぎなかったのである (Gaastra[1989], p. 92 (橋本[2000], 104頁); cf. Sainsbury[1932], pp. 69-70)。

- 41 大塚 [1969 a], 386頁; Bruijin *et al.* [1987], p. 9; 科野 [1988], 29-30頁。
- 42 See 大塚 [1969 a], 388-394頁; 栗原 [1969], 134-137頁。
- 43 大塚 [1969 a], 396-397頁; Bruijin *et al.* [1987], p. 9.
- 44 大塚 [1969 a], 397頁; Bruijin *et al.* [1987], p. 12; 科野 [1988], 55頁。
- 45 大塚 [1969 a], 397-398頁; Bruijin *et al.* [1987], p. 12; 科野 [1988], 55頁。
- 46 大塚 [1969 a], 398頁。
- 47 大塚 [1969 a], 398頁; Bruijin *et al.* [1987], p. 14; 科野 [1988], 55頁。
- 48 大塚 [1969 a], 399-401頁; Bruijin *et al.* [1987], p. 14; 科野 [1988], 55頁; see also 大隅 [1953], 12頁; 山耕 [1961], 26-28頁; 西山 [1995], 7-8頁。
- 49 大塚 [1969 a], 490-491頁; see also 栗原 [1969], 79-80頁。

「オランダ共和国」においても、西インド(新大陸)貿易を企図する「西インド会社」(West-Indische Compagnie)の設立を計画した Willem Usselincx が1616年に起草した「特許状草案」(Concept-Octrooi)にみられるように、「専制型」からの脱却と「民主型」株式会社への接近を示す例が見出される。しかし、現実に1621年に設立をみた「オランダ西インド会社」は、Usselincx の構想とはほど遠い、取締役団の専制的支配による「オランダ型」の株式会社そのものであった (大塚 [1969 a], 後編第三章第三節二)。

なお、「民主型」株式会社の出現といっても、それは、取締役団(機能資本家的大株主団)による支配の消滅を意味するものではなく、彼らによる企業支配が、もはや専制的にではなく、「社員総会」(=「出資者総会」)における出資額に比例した議決権の行使を通じてなされなければならないという意味である (大塚 [1969 a], 497頁)。

参 考 文 献

- 浅田 実 [1984]『商業革命と東インド貿易』法律文化社。
- 石坂昭雄 [1974]『オランダ共和国の経済的興隆と17世紀のヨーロッパ経済——その再検討のために——』経済学研究 (北海道大学), 第24巻第4号, 1-66頁。
- 大隅健一郎 [1953]『株式会社法変遷論』有斐閣。
- 大塚久雄 [1969 a]『株式会社発生史論』(大塚久雄著作集第一巻)岩波書店。
- [1969 b]『近代欧洲経済史序説』(大塚久雄著作集第二巻)岩波書店。
- [1979]「株式会社制度の起源について——とくにオランダ東インド会社の設立を中心に——」国際基督教大学学報Ⅱb, 第17号, 167-181頁。
- [1996]『近代欧洲経済史入門』(講談社学術文庫)講談社。
- 奥隅栄喜 [1990]「株式会社の起源としてのオランダ東インド会社——株式会社の本質を求めて——」明大商學論叢, 第73巻第1号, 1-16頁。
- 加藤榮一 [1987]「連合オランダ東インド会社の戦略拠点としての平戸商館」, 田中健夫(編)『日本

- 前近代の国家と対外関係』吉川弘文館, 1987年, 407-523頁。
- 川北 稔 [1970] 「ヨーロッパの商業進出」, 『岩波講座世界歴史16——近代3——近代世界の形成 III』岩波書店, 1970年, 117-184頁。
- 栗原福也 [1966] 「オランダ東西インド会社をめぐる諸問題」社会経済史学, 第29巻第3号, 53-66頁。
- [1969] 「ネーデルラント連邦共和国」, 『岩波講座世界歴史15——近代2——近代世界の形成 II』岩波書店, 1969年, 79-139頁。
- [1986] 「オランダ共和国における大商人層の支配」, 日蘭学会(編)『オランダとインドネシア——歴史と社会——』山川出版社, 1986年, 119-144頁。
- 科野孝蔵 [1984] 『オランダ東インド会社——日蘭貿易のルーツ——』同文館出版。
- [1988] 『オランダ東インド会社の歴史』同文館出版。
- [1993] 『栄光から崩壊へ——オランダ東インド会社盛衰史——』同文館出版。
- 末永敏和 [2000] 『コーポレート・ガバナンスと会社法——日本型経営システムの法的変革——』中央経済社。
- 永積 昭 [1971] 『オランダ東インド会社』近藤出版社。
- 中野常男 [1977] 「17世紀英国東インド会社の会計事情に関する一考察」経営学・会计学・商学研究年報 (神戸大学経営学部), XXIII, 315-360頁。
- [1993] 「ヴェネツィア・アムステルダム・ロンドン・三都物語——会計史からみた株式会社の誕生——」ビジネス・インサイト, 第1巻第2号, 10-23頁。
- 西村孝夫 [1966] 『イギリス東インド会社史論 (改訂版)』啓文社。
- 西山芳喜 [1995] 『監査役制度論——代替的機関説の試み——』中央経済社。
- 橋本武久 [2000] 「17世紀ネーデルラントの会計事情」会計, 第158巻第1号, 96-108頁。
- 山根忠恕 [1961] 『監査制度の展開』有斐閣。
- Braudel, F. [1979] *Le temps du monde (Civilisation matérielle, économie et capitalisme, XV^e-XVIII^e siècle, tome 3)*, Paris (村上光彦 (訳) [1996] 『ブローテル 世界時間 1』(物質文明・経済・資本主義 15-18世紀 III-1), みすず書房)。
- Bruijn, J.R., Gaastra, F. S. and Schöffner, I. [1987] *Dutch-Asiatic Shipping in the 17th and 18th Centuries*, Vol. I, The Hague.
- Gaastra, F. [1989] *Bewind en Beleid bij de VOC: De financiële en commerciële politiek van de bewindhebbers, 1672-1702*, Zutphen.
- and Bruijn, J. R. [1993] “The Dutch East India Company's Shipping, 1602-1795, in a comparative perspective,” in J. R. Bruijn and F. S. Gaastra (eds.), *Ships, Sailors and Spices: East India Companies and Their Shipping in the 16th, 17th and 18th Centuries*, Amsterdam, 1993, pp. 177-208.
- Glamann, K. [1981] *Dutch-Asiatic Trade 1620-1740*, 2nd ed., Den Haag.
- Israel, J. I. [1989] *Dutch Primacy in World Trade 1585-1740*, Oxford.
- Sainsbury, E. B. [1932] *A Calendar of the Court Minutes etc. of the East India Company, 1671-1673*, Oxford.